

公的研究費に係る不正取引に関与した取引業者に対する処分方針

最高管理責任者
学長 梶山 博司

徳島文理大学・徳島文理大学短期大学部における公的研究費に係る取引について、公的資金の適正な運用・管理を確保することを目的に、不正行為が発覚した場合の取引業者に対する処分方針について、以下のとおり定める。

(定義)

本処分方針の適用対象は、「徳島文理大学・徳島文理大学短期大学部 公的研究費の取扱いに関する規程」が対象とする公的研究費に係る取引に係るすべての取引業者とする。

(処分方針)

不正な取引に関与した業者に対する処分方針は、以下のとおりとする。

- (1) 処分の方法は、取引停止をもって行う。
- (2) 処分の対象となる行為は以下のとおりとする。
 - (ア) 調査に当たり、虚偽の申告をしたとき。
 - (イ) 入札又は見積りに際し、不正の行為があったとき。
 - (ウ) 契約の履行に際し、品質、数量等につき不正の行為があったとき。
 - (エ) その他、本学に不利益をおよぼす行為があったとき。
- (3) 取引停止の期間については、不正への関与の程度、額等に応じその都度、最高管理責任者が決定する。
- (4) 最高管理責任者は、取引停止期間中の業者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。
 - (ア) 特許等特別な技術を必要とする物品購入等契約で、取引停止期間中の業者以外には取引の相手方がいない場合。
 - (イ) 緊急の物品購入等契約で、取引停止の期間中の業者以外では、物品購入等契約の目的を達成することができない場合。
 - (ウ) その他、当該業者以外の業者と取引することが著しく不利と認められる場合。

(不正防止に向けた取組み)

不正を防止するために、以下の措置を行う。

- (1) 規程、その他法令等、公的研究費の不正防止に係る方策及び不正に関与した際の処分内容についてホームページ等により広く周知する。

以 上